

# 彩の国さいたま人づくり広域連合事務の決裁に関する規則

平成11年7月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 広域連合長の権限に属する事務に係る決裁については、広域連合長が別に定める場合を除くほか、この規則の定めるところとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事案について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 事案について、常時、広域連合長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 事案について、広域連合長又は専決することができる者が不在の場合に、臨時に、これらの者に代わって決裁することをいう。

(広域連合長の決裁事項)

第3条 広域連合長の決裁を要する事項は、別表のとおりとする。

(事務局長の専決事項)

第4条 事務局長の専決することができる事項は、前条の規定により広域連合長の決裁を要する事項以外の事項とする。

(部長等の専決事項)

第5条 事務局の部長、主幹及び主査の専決することができる事項は、事務局長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

(専決の制限)

第6条 専決することができる者は、専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
- (3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるとき。

(専決の報告)

第7条 専決した者は、必要があると認めるときは、当該専決した事項について、速やかにその内容を上司に報告しなければならない。

(代決)

第8条 広域連合長の決裁する事項に係る事案について、広域連合長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。

- (1) 副広域連合長
- (2) 事務局長
- (3) 主務部長

2 事務局長の専決することができる事項に係る事案について、これらの者が不在のときは、主務部長がこれを代決することができる。

3 部長の専決することができる事項に係る事案について、これらの者が不在のときは、主幹がこれを代決することができる。

(代決の制限)

第9条 第6条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針が指示された場合は、この限りでない。

(代決の報告)

第10条 代決した者は、当該代決した事案について、広域連合長又は専決することができる者に、速やかにその旨を報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月15日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

広域連合長の決裁を要する事項

- 1 広域連合の運営に関する基本方針を決定すること。
- 2 主要な新規事業の計画を樹立し、その実施方針を定めること。
- 3 条例案、予算案その他の議会の議決、承認、同意又は認定を必要とする議案を議会に提出すること。
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項又は第180条第1項の規定に基づき、専決処分をすること。
- 5 議会への報告事項を報告すること。
- 6 規則及び訓令の制定又は改廃（軽易な事項に係るものを除く。）を行うこと。
- 7 その他特に重要な事項